

火山避難計画修正箇所一覧【伊豆大島】

火山	分類	ページ番号 (R2.10)	ページ番号 (R5.7)	項目	修正対応
伊豆大島	附属資料	附-37	附-37	(6)その他の情報等	「写真や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的または必要に応じて随時に解説する資料」を「写真や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、解説するため、随時及び定期的に公表される資料」に修正
伊豆大島	附属資料	附-37	附-37	(6)その他の情報等	「噴火(ごく小規模なものを除く。)が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。おおむね30分以上、連続的に継続している噴火について、その状況が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる。」を「噴火が発生したとき、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火を伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせる情報。」に修正
伊豆大島	附属資料	附-37	附-37	(6)その他の情報等	「火山現象に関する海上情報は。」を削除
伊豆大島	附属資料	附-37	附-37	(6)その他の情報等	「航空機のための火山灰情報として、航空路火山灰情報(VAI)が提供されている。火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、機体表面の積氷がラスタに変化する恐れがラスタになり機体が折れたり、飛行機に損傷すると墜落する危険があるなど、火山灰による被害は多岐にわたる。このような被害を回避するため、火山灰の分析や拡散予測を含む航空路火山灰情報(VAA)の提供を行う航空路火山灰情報センター(VAAC)を世界9か所に設置することになり、日本においては、気象庁が東京VAACとして、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAAC(VAA)を提供している。」を「噴火による火山灰が航空機の運航に与える影響を回避するために発表する航空路上の火山灰情報(火山灰の分布や拡散予測(VAA))。警戒期間は最大で18時間。気象庁が、東アジアおよび北西太平洋地域を担当する航空路火山灰情報センター(東京VAAC)として、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局(VAA)を提供している。東京VAACは東アジア・北西太平洋及び北極圏の一部に対する監視と情報提供を担当している。」に修正
伊豆大島	附属資料	附-38	附-38	2 国土交通省が発表する情報 (1)土砂災害緊急情報	「避難勧告等の防災情報を」を「避難指示等の防災情報を」に修正
伊豆大島	附属資料	附-38	附-38	3 市町村等が発表する情報 (1)避難準備・高齢者等避難開始	「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正(3箇所)
伊豆大島	附属資料	附-38	附-38	(1)避難準備・高齢者等避難開始	「必要と認める地域の居住者等に対し」を「必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し」に修正
伊豆大島	附属資料	附-38	附-38	(1)避難準備・高齢者等避難開始	「居住者等は、非常用持ち出し品などを用意するなど、避難準備を行う。」を削除
伊豆大島	附属資料	附-38	附-38	(1)避難準備・高齢者等避難開始	新たに「また、居住者等は、非常用持ち出し品などを用意するなど、避難準備や、自主的な避難を行う。」追加
伊豆大島	附属資料	附-38	附-38	(2)避難勧告、避難指示(緊急)	「避難勧告、避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正
伊豆大島	附属資料	附-38	附-38	(2)避難勧告、避難指示(緊急)	「避難勧告」および「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正
伊豆大島	附属資料	附-38	附-38	(2)避難勧告、避難指示(緊急)	「避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを促すものである。避難指示(緊急)は、より危険が迫っている場合、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示するものである。」を「避難指示は、避難が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、避難のための立退きを指示するものである。」に修正
伊豆大島	附属資料	附-38	附-38	(2)避難勧告、避難指示(緊急)	「また、避難のための立退きを行うことがかえって危険な場合には、屋内での安全の確保を行うことが指示されることもある。」を「また、避難のための立退きを行うことがかえって危険であり、かつ、事態に照らし緊急を要する場合には、近隣の堅固な建物への避難、屋内の扉外に面する開口部から離れた場所での避難等、緊急に安全を確保することが指示されることもある。」に修正
伊豆大島	附属資料	附-41	附-41	資料第9 火山用語 【た】	テフラの説明について、 「火山噴火によって大気中に噴出され、地表に堆積した降下火山砕積物の総称。」を 「火山噴火によって噴出された火山砕積物の総称。」に修正
伊豆大島	附属資料	附-44	附-44	(参考)	「火山活動観測資料(火山)の用語に関する解説(気象庁)」を 「気象庁が噴火情報等を用いる用語集(気象庁)」に修正

火山避難計画修正箇所一覧【新島】

火山	分類	ページ番号 (R2.10)	ページ番号 (R5.7)	項目	修正対応
新島	冒頭	2	2	4 用語表 機関名等の標記	「気象庁地震火山部火山監視」を「気象庁地震火山部火山監視観測火山監視」に修正
新島	冒頭	2	2	4 用語表 機関名等の標記	「海上保安庁第三管区海上保安本部」を「第三管区海上保安本部」に修正
新島	本編	本-1	本-2	第1章 基本情報 (1) 自然条件・社会条件	「面積は22.87km ² 、南北11.5km東西2.5kmの」を「面積は23.87km ² 、南北11.5km東西3.2kmの」に修正
新島	本編	本-1	本-2	(1) 自然条件	「面積は3.67km ² 、南北2.3km東西3.0kmで、」を「面積は3.67km ² 、南北2.3km東西2.9kmで、」に修正
新島	本編	本-1	本-2	(2) 社会条件	「島内は最も高い雄山(山かみ)は長やま(98.8m)と起伏の少ない台地状の地形となっている。」を「島内は最も高い雄山が100m程度と起伏の少ない台地状の地形となっている。」に修正
新島	本編	本-1	本-2	(2) 社会条件	「村の人口は220」を「村の人口は229」に修正
新島	本編	本-1	本-2	(2) 社会条件	「世帯数は1,927世帯」を「世帯数は1,921世帯」に修正
新島	本編	本-1	本-2	(2) 社会条件	「本村は1,883人」を「本村は1,750人」に修正
新島	本編	本-1	本-2	(2) 社会条件	「若狭は304人」を「若狭は252人」に修正
新島	本編	本-1	本-2	(2) 社会条件	「式根島は523人」を「式根島は472人」に修正
新島	本編	本-1	本-2	(2) 社会条件	「(平成31年2月現在)」を「(令和元年2月現在)」に修正
新島	本編	本-4	本-4	2 新島火山の概要 図 新島、式根島の地形図(気象庁, 2013)	「(図 新島、式根島の地形図(気象庁, 2013))」を「(図 新島、式根島の地形図(気象庁, 2013))」に修正 「(図 新島、式根島の地形図(気象庁, 2013))」を「(図 新島、式根島の地形図(気象庁, 2013))」に修正
新島	本編	本-13	本-13	4 参考文献	新たに文献名に「新島火山噴火緊急減災対策防衛計画(令和4年7月)」を、「東京建設局河川部(2022)」を追加
新島	本編	本-13	本-13	4 参考文献	新たに文献名に「伊豆諸島、新島火山宮窪山イベント以降のテララ順序と噴火史」、 備考に「小林 洋・青木かおり・村田 昌則・西澤 文勝・鈴木 毅彦(2020)火山65巻21-40」を追加
新島	本編	本-16	本-16	第2章 想定される火山活動等 4 火山ハザードマップ	新たに「噴火後の土流出については、東京建設局河川部によってリアリティタイムハザードマップのシミュレーションが実施されている。」を追加
新島	本編	本-16	本-16	4 火山ハザードマップ	「https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/res/projects/default/project/_page_001/005/835/H30kyougaku/nijima.pdf」を「https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/res/projects/default/project/_page_001/023/280/nijima.pdf」に修正
新島	本編	本-22	本-22	5 噴火警戒レベル 図 新島の噴火警戒レベル(表面)	「入山規制や避難勧告等の防災対応をとる。」を「入山規制や避難指示等の防災対応をとる。」に修正
新島	本編	本-22	本-22	図 新島の噴火警戒レベル(表面)	最新の情報に修正
新島	本編	本-22	本-22	図 新島の噴火警戒レベル(表面)	「(令和5年2月, 気象庁)」を「(令和5年12月, 気象庁)」に修正
新島	本編	本-23	本-23	図 新島の噴火警戒レベル(表面)	最新の情報に修正
新島	本編	本-23	本-23	図 新島の噴火警戒レベル(表面)	「(令和5年2月, 気象庁)」を「(令和5年12月, 気象庁)」に修正
新島	本編	本-25	本-25	6 参考文献	新たに文献名に「新島火山噴火緊急減災対策防衛計画(令和4年7月)」を、「東京建設局河川部(2022)」を追加 新たに文献名に「リアリティタイムハザードマップデータベース作成委託(大島支庁管内)」を、「東京建設局河川部(2023)」を追加
新島	本編	本-25	本-25	6 参考文献	新たに文献名に「伊豆諸島、新島火山宮窪山イベント以降のテララ順序と噴火史」、 備考に「小林 洋・青木かおり・村田 昌則・西澤 文勝・鈴木 毅彦(2020)火山65巻21-40」を追加
新島	本編	本-29	本-29	第2部 平常時からの備え 第2章 防災関連施設等 ○新島村 図 防災関連施設等の位置(新島)	図上の「避難訓練施設」を「避難防災コミュニケーションセンター」に修正
新島	本編	本-35	本-35	第3章 防災関係機関等との連携 2 新島火山防災協議会	「○避難勧告・指示、警戒区域の」を「○避難指示、警戒区域の」に修正
新島	本編	本-37	本-37	第3部 避難計画 第1章 基本方針等 1 基本方針等 (2) 避難対象者に応じた避難 ＜参考＞	「高齢者や障害者等、避難行動や避難生活等において特に配慮を必要とする者」を「高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人等、避難行動や避難生活等において特に配慮を必要とする者」に修正
新島	本編	本-45	本-45	第2章 火山活動が活発化した場合の対応 4 噴火警報・予報の伝達	「噴火警報・予報」を「噴火警報・予報等」に修正(3箇所) 「※2重枠で囲まれている期間は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく噴火警報の法定通知先」を「※2重枠で囲まれている期間は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく噴火警報の法定通知先」に修正 新たに「※噴火通報、火山の状況に関する解説情報(随時の発表であることを明記したもの)等も噴火警報・予報に準じて伝達される。」を追加
新島	本編	本-53	本-53	第5章 避難情報 1 避難情報の発令 (1) 避難情報の発令	「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正
新島	本編	本-53	本-53	(1) 避難情報の発令	「避難勧告(または避難指示(緊急))」を「避難指示」に修正
新島	本編	本-53	本-53	(1) 避難情報の発令	「避難勧告」又は「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正
新島	本編	本-53	本-53	(1) 避難情報の発令	「危険が及ぶおそれがある」と認められる場合は、屋内での待避等の安全確保措置の」を「危険が及ぶおそれがある」と認められる場合は、屋内での待避等の安全確保措置の」に修正
新島	本編	本-53	本-53	(2) 都への報告	「支庁長(出張所長)を経由し、」を削除
新島	本編	本-53	本-53	(3) 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準	「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正(3箇所)
新島	本編	本-53	本-53	(3) 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準	「避難支援等関係者に「避難準備」を伝達する。」を「避難支援等関係者に避難の準備を伝達する。」に修正
新島	本編	本-54	本-54	(4) 「避難勧告」・「避難指示(緊急)」の発令基準	「避難勧告」・「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正
新島	本編	本-54	本-54	(4) 「避難勧告」・「避難指示(緊急)」の発令基準	「避難勧告」は、噴火警戒レベル5が「避難指示」は、噴火警戒レベル5が「避難指示」に修正
新島	本編	本-54	本-54	(4) 「避難勧告」・「避難指示(緊急)」の発令基準	「または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令し、緊急を要するときは「避難指示(緊急)」を発令する。」を「または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。」に修正
新島	本編	本-54	本-54	(4) 「避難勧告」・「避難指示(緊急)」の発令基準 表 島外基準の判断要素	「震度6程度の有感地震」を「震度5程度の地震」に修正
新島	本編	本-56	本-56	2 避難情報の伝達 (2) 避難情報の伝達内容	「ペント」を「勧告」に修正
新島	本編	本-71	本-71	第6章 避難対応 4 児童・生徒等の避難 ○新島村 (1) 避難情報の伝達	「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)」を「高齢者等避難、避難指示」に修正(2箇所)
新島	本編	本-71	本-71	第6章 避難対応 4 児童・生徒等の避難 ○神津島村 (1) 避難情報の伝達	「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)」を「高齢者等避難、避難指示」に修正(2箇所)
新島	本編	本-71	本-71	第6章 避難対応 4 児童・生徒等の避難 ○利島村 (1) 避難情報の伝達	「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)」を「高齢者等避難、避難指示」に修正
新島	本編	本-72	本-72	5 避難行動要支援者の避難 表 避難行動要支援者の避難の基準	「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)」を「高齢者等避難、避難指示」に修正(4箇所)
新島	本編	本-75	本-75	8 避難に際して住民のとるべき対応	「ペント」を「勧告」に修正
新島	本編	本-75	本-75	第7章 避難に関する対応措置 3 ペントの同行避難	「ペント」を「勧告」に修正(3箇所)
新島	本編	本-76-77	本-76-77	第8章 避難生活 1 島内での避難生活 ○新島村 (3) 救援体制 ア 食料・生活必需品等の供給 (ア) 食料の供給	「支庁を経由し、」を削除 「福祉保健局」を「福祉局」に修正
新島	本編	本-78	本-78	(イ) 生活必需品等の供給	「支庁を経由し、」を削除 「福祉保健局」を「福祉局」に修正
新島	本編	本-78	本-78	(4) 要配慮者対策 (5) ペント対策 ○神津島村 (3) 救援体制 ア 食料・生活必需品等の供給 (ア) 食料の供給	「支庁を経由し、」を削除 「福祉保健局」を「福祉局」に修正 「(高齢者、障害者等)」を「(高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人など)」に修正 「ペント」を「勧告」に修正(3箇所)
新島	本編	本-80	本-80	(イ) 生活必需品等の供給	「支庁を経由し、」を削除 「福祉保健局」を「福祉局」に修正
新島	本編	本-80-本-81	本-80-本-81	(4) 要配慮者対策 (5) ペント対策 ○利島村 (3) 救援体制 ア 食料・生活必需品等の供給 (ア) 食料の供給	「支庁を経由し、」を削除 「福祉保健局」を「福祉局」に修正 「(高齢者、障害者等)」を「(高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人など)」に修正 「ペント」を「勧告」に修正(3箇所)
新島	本編	本-82	本-82	(イ) 生活必需品等の供給	「支庁を経由し、」を削除 「福祉保健局」を「福祉局」に修正
新島	本編	本-82	本-82	(イ) 生活必需品等の供給	「支庁を経由し、」を削除 「福祉保健局」を「福祉局」に修正
新島	本編	本-83	本-83	(4) 要配慮者対策 (5) ペント対策	「(高齢者、障害者等)」を「(高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人など)」に修正
新島	本編	本-83	本-83	(5) ペント対策	「ペント」を「勧告」に修正(3箇所)
新島	本編	本-83-本-84	本-83-本-84	2 島外での避難生活	「ペント」を「勧告」に修正
新島	マニュアル編	マ-6	マ-6	第4章 防災関係機関の対応 図 噴火警報・予報の伝達系統	「噴火警報・予報の伝達」を「噴火警報・予報等の伝達」に修正(3箇所) 「※2重枠で囲まれている期間は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく噴火警報の法定通知先」を「※2重枠で囲まれている期間は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく噴火警報の法定通知先」に修正 新たに「※噴火通報、火山の状況に関する解説情報(随時の発表であることを明記したもの)等も噴火警報・予報に準じて伝達される。」を追加
新島	マニュアル編	マ-7	マ-7	マニュアル編 第4章 防災関係機関の対応 3 避難情報の発令 (1) 避難情報の発令	「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正
新島	マニュアル編	マ-7	マ-7	(1) 避難情報の発令	「避難勧告(または避難指示(緊急))」を「避難指示」に修正
新島	マニュアル編	マ-7	マ-7	(1) 避難情報の発令	「避難勧告」又は「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正
新島	マニュアル編	マ-7	マ-7	(2) 都への報告	「危険が及ぶおそれがある」と認められる場合は、屋内での待避等の安全確保措置の」を「危険が及ぶおそれがある」と認められる場合は、屋内での待避等の安全確保措置の」に修正
新島	マニュアル編	マ-7	マ-7	(3) 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準	「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正(3箇所)
新島	マニュアル編	マ-7	マ-7	(3) 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準	「避難支援等関係者に「避難準備」を伝達する。」を「避難支援等関係者に避難の準備を伝達する。」に修正
新島	マニュアル編	マ-8	マ-8	(4) 「避難勧告」・「避難指示(緊急)」の発令基準	「避難勧告」・「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正
新島	マニュアル編	マ-8	マ-8	(4) 「避難勧告」・「避難指示(緊急)」の発令基準	「避難勧告」は、噴火警戒レベル5が「避難指示」は、噴火警戒レベル5が「避難指示」に修正
新島	マニュアル編	マ-8	マ-8	(4) 「避難勧告」・「避難指示(緊急)」の発令基準	「または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令し、緊急を要するときは「避難指示(緊急)」を発令する。」を「または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。」に修正
新島	マニュアル編	マ-8	マ-8	(4) 「避難勧告」・「避難指示(緊急)」の発令基準 表 島外基準の判断要素	「震度6程度の有感地震」を「震度5程度の地震」に修正
新島	マニュアル編	マ-9	マ-9	(5) 避難情報の伝達体制の図	村から宿泊施設に連絡する際の観光協会の経由を削除
新島	マニュアル編	マ-26	マ-26	(2) 避難対応 ウ 未島者(島外避難(新島村)) ■フロー図	村から来島者に呼びかけをする際の観光協会等の経由を削除
新島	マニュアル編	マ-38	マ-38	(2) 避難対応 ウ 未島者(島外避難(新島村)) ■フロー図	村から来島者に呼びかけをする際の観光協会等の経由を削除
新島	マニュアル編	マ-49	マ-49	第5章 噴火警戒レベル5 3 各機関の対応 ■フロー図 (2) 避難対応 ウ 未島者(島外避難(新島村)) ■フロー図	3 各機関の対応の表の掲載ページを最新のページに修正
新島	マニュアル編	マ-56	マ-56	ウ 未島者(島外避難(新島村)) ■フロー図 【掲載資料編】 資料第2 島内の防災関連施設等 2 船舶	村から来島者に呼びかけをする際の観光協会等の経由を削除
新島	附属資料	附-2	附-2	資料第2 島内の防災関連施設等 2 船舶	新島高等学校格技場の面積「約28」を面積「約288」に修正
新島	附属資料	附-2	附-2	資料第2 島内の防災関連施設等 2 船舶	福祉センターの住所「式根島255」を「式根島255-1」に修正
新島	附属資料	附-3	附-3	【附属資料編】 4 港・空港等 (1) 港 (2) 空港・ヘリポート	「東京都地域防災計画(令和元年度版)」を「東京都地域防災計画(令和元年修正)」に修正(3箇所)
新島	附属資料	附-9	附-9	資料第2 島内の防災関連施設等 ○神津島村	「東京都地域防災計画(令和元年度版)」を「東京都地域防災計画(令和元年修正)」に修正(3箇所)
新島	附属資料	附-13	附-13	資料第3 東港港係留施設	「東京都地域防災計画(令和元年度版)」を「東京都地域防災計画(令和元年修正)」に修正
新島	附属資料	附-16	附-16	資料第3 東港港係留施設	「令和元年12月現在」を「令和元年12月現在」に修正
新島	附属資料	附-20	附-20	(4) 第三管区海上保安本部	船名「はるかぜ」の総トン数を「23」から「19」に修正、全長を「20」から「18」に修正
新島	附属資料	附-20	附-20	(4) 第三管区海上保安本部	船名「はるかぜ」の全長を「20」から「17」に修正
新島	附属資料	附-20	附-20	(4) 第三管区海上保安本部	船名「はるかぜ」の総トン数を「23」から「28」に修正
新島	附属資料	附-20	附-20	(4) 第三管区海上保安本部	船名「おたすま」から「さか」に修正
新島	附属資料	附-20	附-20	(4) 第三管区海上保安本部	船名「いづ」の総トン数を「1,500」から「3,500」に修正
新島	附属資料	附-20	附-20	(4) 第三管区海上保安本部	船名「あしかぜ」の総トン数を「23」から「28」に修正
新島	附属資料	附-20	附-20	(4) 第三管区海上保安本部	船名「あしかぜ」の幅を「4.3」から「4.5」に修正
新島	附属資料	附-20	附-20	(4) 第三管区海上保安本部	船名「あしかぜ」を削除
新島	附属資料	附-20	附-20	(4) 第三管区海上保安本部	船名「あしかぜ」を削除
新島	附属資料	附-20	附-20	(4) 第三管区海上保安本部	「令和5年12月現在」を「令和4年10月現在」に修正
新島	附属資料	附-21	附-21	(5) 海上自衛隊(横須賀)	新たに船名「まがみ」と「まのこ」、総トン数「8,200」、全長「170.0」、最大幅「21.0」、喫水「6.2」を追加
新島	附属資料	附-21	附-21	(5) 海上自衛隊(横須賀)	新たに船名「まがみ」と「まのこ」、総トン数「3,800」、全長「133.0」、最大幅「16.3」、喫水「4.7」を追加
新島	附属資料	附-21	附-21	(5) 海上自衛隊(横須賀)	新たに船名「ひらり」、総トン数「650」、全長「22.0」、最大幅「11.0」、喫水「2」を追加
新島	附属資料	附-21	附-21	(5) 海上自衛隊(横須賀)	「令和元年12月現在」を「令和元年12月現在」に修正
新島	附属資料	附-22	附-22	3 航空機 (1) 東京消防庁	機体名「ひばり」の型式を「ユーロコプター」から「レオナルド」に修正
新島	附属資料	附-22	附-22	(1) 東京消防庁	機体名「ひばり」の総トン数を「282」から「285」に修正
新島	附属資料	附-22	附-22	(1) 東京消防庁	機体名「ひばり」の総トン数を「282」から「285」に修正
新島	附属資料	附-22	附-22	(1) 東京消防庁	機体名「ひばり」の総トン数を「1,105」から「1,208」に修正
新島	附属資料	附-22	附-22	(1) 東京消防庁	機体名「ひばり」の座席数(乗員含む)を「23」から「21」に修正
新島	附属資料	附-22	附-22	(1) 東京消防庁	機体名「ひばり」の座席数(乗員含む)を「ターボプロップ1,872馬力×2基」から「セナール・エレクトロニック2,104馬力×2基」に修正
新島	附属資料	附-22	附-22	(1) 東京消防庁	機体名「ひばり」の消火装置(容量)を「胴体下部設置式」から「胴体下部吊下げ式」に修正
新島	附属資料	附-22	附-22	(1) 東京消防庁	機体名「ひばり」のスリング(最大つりげ重量)を「3,000」から「2,800」に修正
新島	附属資料	附-22	附-22	(1) 東京消防庁	「令和5年12月現在」を「令和4年11月現在」に修正
新島	附属資料	附-23	附-23	(2) 警視庁	表を最新の情報に修正
新島	附属資料	附-23	附-23	(2) 警視庁	「令和5年12月現在」を「令和5年4月現在」に修正
新島	附属資料	附-24	附-24	(3) 第三管区海上保安本部 ア 機体型式	羽田航空基地と連携船「あきつし」搭載機の型式を「ユーロコプター」から「エアバスヘリコプター」に修正
新島	附属資料	附-24	附-24	イ 性能	「選航船「おすみ」搭載機」から「選航船「さかみ」搭載機」に修正
新島	附属資料	附-24	附-24	イ 性能	「選航船「おすみ」搭載機」の搭載能力(kg)を「235」から「96」に修正
新島	附属資料	附-25	附-25	(4) 海上自衛隊-航空自衛隊	「令和5年12月現在」を「令和5年12月現在」に修正
新島	附属資料	附-25	附-25	(4) 海上自衛隊-航空自衛隊	CH47(大島ヘリ)とUH-60J(中島)の使用燃料を「JPD-4A」から「JPD-1E」に修正
新島	附属資料	附-26	附-26	資料第5 関係機関連絡先 1 官公庁	「令和2年1月現在」を「令和5年2月現在」に修正 式根島支所の電話「04492-7-0444」を電話「04492-7-0004」に修正

火山避難計画修正箇所一覧【新島】

火山	分類	ページ番号 (R2.10)	ページ番号 (R5.7)	項目	修正対応
新島	附属資料	附-26	附-26	資料第5 関係機関連絡先 1 官公署	「令和5年12月現在」を「令和5年2月現在」に修正
新島	附属資料	附-26	附-26	資料第5 関係機関連絡先 2 医療機関	若狭診療所の所在地「新島村5区島村菟道」を「新島村菟道15」に修正
新島	附属資料	附-26	附-26	資料第5 関係機関連絡先 2 医療機関	「令和5年12月現在」を「令和5年2月現在」に修正
新島	附属資料	附-26	附-26	資料第5 関係機関連絡先 3 学校等 (1)保育園	新島保育園所在地「新島村本村2-11」を「新島村本村2-11-14」に修正
新島	附属資料	附-26	附-26	資料第5 関係機関連絡先 3 学校等 (1)保育園	式根島保育園電話番号「04992-7-013」を「電話番号「04992-7-013」
新島	附属資料	附-26	附-26	資料第5 関係機関連絡先 3 学校等 (1)保育園	「令和5年12月現在」を「令和5年2月現在」に修正
新島	附属資料	附-31	附-31	資料第6 広報文例・表示板等例 1 広報文例 ○新島村 (2)避難準備・高齢者等避難開始	「火山活動に伴う避難準備・高齢者等避難開始について」を「火山活動に伴う高齢者等避難について」に修正(3箇所)
新島	附属資料	附-31	附-31	資料第6 広報文例・表示板等例 1 広報文例 ○新島村 (2)避難準備・高齢者等避難開始	「evacuation preparation」and」を削除
新島	附属資料	附-32	附-32	(4)島内避難	「避難勧告/指示」を「避難指示」に修正
新島	附属資料	附-32	附-32	(4)島内避難	「避難勧告/指示(緊急)」を「避難指示」に修正
新島	附属資料	附-32	附-32	(4)島内避難	「evacuation recommendation/order」を「evacuation order」に修正
新島	附属資料	附-33	附-33	(5)島外避難	「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正
新島	附属資料	附-34	附-34	○神楽島村 (1)避難準備・高齢者等避難開始	「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正(3箇所)
新島	附属資料	附-34	附-34	(1)避難準備・高齢者等避難開始	「evacuation preparation」and」を削除
新島	附属資料	附-35	附-35	(2)島内避難	「避難勧告/指示」を「避難指示」に修正
新島	附属資料	附-35	附-35	(2)島内避難	「避難勧告/指示(緊急)」を「避難指示」に修正
新島	附属資料	附-35	附-35	(2)島内避難	「evacuation recommendation/order」を「evacuation order」に修正
新島	附属資料	附-36	附-36	(3)島外避難	「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正
新島	附属資料	附-37	附-37	○利島村 (1)避難準備・高齢者等避難開始	「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正(3箇所)
新島	附属資料	附-37	附-37	(1)避難準備・高齢者等避難開始	「evacuation preparation」and」を削除
新島	附属資料	附-38	附-38	(2)島内避難	「避難勧告/指示」を「避難指示」に修正
新島	附属資料	附-38	附-38	(2)島内避難	「避難勧告/指示(緊急)」を「避難指示」に修正
新島	附属資料	附-38	附-38	(2)島内避難	「evacuation recommendation/order」を「evacuation order」に修正
新島	附属資料	附-39	附-39	(3)島外避難	「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正
新島	附属資料	附-43	附-43	資料第7 火山防災に関する情報 1 気象庁が発表する情報 (1)噴火警報・予報	「噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象」を「噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象」に修正
新島	附属資料	附-43	附-43	(1)噴火警報・予報	「その拡大が予想される場合に」を「その危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に」に修正
新島	附属資料	附-43	附-43	(1)噴火警報・予報	「噴火警報を解除する場合等には」を「火山活動の状況が詳細である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には」に修正
新島	附属資料	附-43	附-43	(2)噴火警戒レベル	「避難準備」を「高齢者等避難」に修正
新島	附属資料	附-43	附-43	(2)噴火警戒レベル	「火山防災協議会で合意された避難計画に基づき」を
新島	附属資料	附-43	附-43	(2)噴火警戒レベル	「火山防災協議会で合意された避難計画に基づき」を
新島	附属資料	附-43	附-43	(2)噴火警戒レベル	「火山防災協議会で合意された避難計画に基づき」を
新島	附属資料	附-43	附-43	(2)噴火警戒レベル	「火山防災協議会で合意された避難計画に基づき」を
新島	附属資料	附-43	附-43	(2)噴火警戒レベル	「火山防災協議会で合意された避難計画に基づき」を
新島	附属資料	附-44	附-44	(3)噴火速報	「噴火警報が発表されていない常時観測火山において」を「噴火警報が発表されていない常時観測火山(※1)において」に修正
新島	附属資料	附-44	附-44	(3)噴火速報	「噴火警報が発表されている常時観測火山(※1)において」を「噴火警戒レベルの引き上げや」を
新島	附属資料	附-44	附-44	(3)噴火速報	「噴火警報が発表されている常時観測火山において」を「噴火警戒レベルの引き上げや」を
新島	附属資料	附-44	附-44	(3)噴火速報	「噴火警報が発表されている常時観測火山において」を「噴火警戒レベルの引き上げや」を
新島	附属資料	附-47	附-47	(6)その他の情報等	「または判断に迷う場合に、火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表される。」を
新島	附属資料	附-47	附-47	(6)その他の情報等	「または判断に迷う場合に、火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表される。」を
新島	附属資料	附-47	附-47	(6)その他の情報等	「火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表される。」を
新島	附属資料	附-47	附-47	(6)その他の情報等	「火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表される。」を
新島	附属資料	附-47	附-47	(6)その他の情報等	「写真や図表を用いて、火山の活動の状況や重要事項について、定期的又は必要に応じて随時に簡説する資料」を
新島	附属資料	附-47	附-47	(6)その他の情報等	「噴火(ごく小規模なものを除く)が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等に関する情報(おおむね30分以上、連続的に継続している噴火について、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる)を
新島	附属資料	附-47	附-47	(6)その他の情報等	「噴火が発生したことや、噴火に関する情報(発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせる情報」
新島	附属資料	附-47	附-47	(6)その他の情報等	「火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶおそれがある場合に発表される。」を
新島	附属資料	附-47	附-47	(6)その他の情報等	「噴火の影響が海上や沿岸に及ぶおそれがある場合に発表される。」を
新島	附属資料	附-47	附-47	(6)その他の情報等	「航空機のための火山灰情報(VAA)は、航空機が提供されている。火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、操縦者の視界が低下したり発生すると降りかかるとなり、飛行機に搭載する乗客や機長が危険にさらされる。火山灰による被害は多岐にわたる。このような被害を回避するため、火山灰の分布や拡散予測を含む航空路火山情報(VAA)の提供を行う航空路火山灰情報センター(VAAC)を世界的に設置することになり、日本においては、気象庁が東京VAACとして、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAAC(VAA)を提供している。」を
新島	附属資料	附-47	附-47	(6)その他の情報等	「噴火による火山灰が航空機の運航に与える影響を回避するために発表する航空路上の火山灰情報(火山灰の分布や拡散予測VAA)を
新島	附属資料	附-48	附-48	2 国土交通省が発表する情報 (1)土砂災害緊急情報	「避難勧告等の防災情報を」を「避難指示等の防災情報を」に修正
新島	附属資料	附-48	附-48	(1)避難準備・高齢者等避難開始	「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正(3箇所)
新島	附属資料	附-48	附-48	(1)避難準備・高齢者等避難開始	「必要と認める地域の居住者等に対し」を「必要と認める地域の必要と認められる居住者等に対し」に修正
新島	附属資料	附-48	附-48	(1)避難準備・高齢者等避難開始	「居住者等は、非常用持ち出し品などを用意するなど、避難準備を行う。」を
新島	附属資料	附-48	附-48	(1)避難準備・高齢者等避難開始	新たに「また、居住者等は、非常用持ち出し品などを用意するなど、避難準備や、自主的な避難を行う。」を追加
新島	附属資料	附-48	附-48	(2)避難勧告、避難指示(緊急)	「避難勧告、避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正
新島	附属資料	附-48	附-48	(2)避難勧告、避難指示(緊急)	「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正
新島	附属資料	附-48	附-48	(2)避難勧告、避難指示(緊急)	「避難指示は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを促すものである。避難指示(緊急)は、より危険が迫っている場合、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示するものである。」を
新島	附属資料	附-48	附-48	(2)避難勧告、避難指示(緊急)	「また、避難のための立退きを行うことがかえって危険な場合には、屋内での安全の確保を行うことが指示されることもある。」を
新島	附属資料	附-48	附-48	(2)避難勧告、避難指示(緊急)	「また、避難のための立退きを行うことがかえって危険であり、かつ、事前に知らしめ緊急を要する場合には、近隣の堅固な建築物への避難、屋内の隅から離れた場所での避難等、緊急に安全を確保することが指示されることもある。」に修正
新島	附属資料	附-52	附-52	資料第9 火山用語 【た】	「火山噴火によって大量の噴出物、地盤に堆積した降下火山砕屑物の総称」を
新島	附属資料	附-54	附-54	(参考)	「火山噴火によって噴出された火山砕屑物の総称」に修正 「火山活動解説資料(最新版)「火山」の用語に関する解説(気象庁)を 「気象庁が噴火警報等を用いる用語集(気象庁)」に修正

火山避難計画修正箇所一覧【神津島】

火山	分類	ページ番号 (R2.10)	ページ番号 (R5.7)	項目	修正対応
神津島	附属資料	附-36	附-36	資料第7 火山防災に関する情報 1 気象庁が発表する情報	「噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象」を「噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象」に修正
神津島	附属資料	附-36	附-36	(1)噴火警報・予報	「その噴火が予想される場合に」を「その危険が及ぶ範囲の噴火が予想される場合に」に修正
神津島	附属資料	附-36	附-36	(1)噴火警報・予報	「噴火警報の発令される場合には」を「噴火警報の発令が予想される場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には」に修正
神津島	附属資料	附-36	附-36	(2)噴火警戒レベル	「避難準備」を「高齢者等避難」に修正
神津島	附属資料	附-36	附-36	(2)噴火警戒レベル	「火山防災協議会で合意された避難開始時期、避難対象地域の設定に基づき、」を「火山防災協議会で合意された避難開始時期、避難対象地域の設定に基づき、」に修正
神津島	附属資料	附-36	附-36	(2)噴火警戒レベル	「入山規制や避難勧告等の防災対応をとる。」を「入山規制や避難指示等の防災対応をとる。」に修正
神津島	附属資料	附-36	附-36	(2)噴火警戒レベル	噴火警戒レベルの図を最新の情報に更新
神津島	附属資料	附-37	附-37	(3)噴火速報	「①噴火警報が発表されていない常時観測火山において」を「①噴火警報が発表されていない常時観測火山【※1】において」に修正
神津島	附属資料	附-37	附-37	(3)噴火速報	「②噴火警報が発表されている常時観測火山【※1】において、噴火警戒レベルの引き上げや」を「②噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや」に修正
神津島	附属資料	附-37	附-37	(4)降灰予報	「火山活動が活発化した場合に」を「火山活動が活発化した場合に」に修正
神津島	附属資料	附-40	附-40	(6)その他の情報等	「または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を「または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を「または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」に修正
神津島	附属資料	附-40	附-40	(6)その他の情報等	「火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を「または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報」に修正
神津島	附属資料	附-40	附-40	(6)その他の情報等	「写真や図表等を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的又は必要に応じて随時に解説する資料」を「写真や図表等を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について解説するため、随時及び定期的に公表される資料」に修正
神津島	附属資料	附-40	附-40	(6)その他の情報等	「噴火(ごく小規模なものも含く)が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報、おおむね30分以上、連続的に継続している噴火について、その状況を継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる。」を「噴火が発生したこと、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火を伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせる情報。」に修正
神津島	附属資料	附-40	附-40	(6)その他の情報等	「火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶおそれがある場合に発表される。」を「噴火の影響が海上や沿岸に及ぶおそれがある場合に発表される。」に修正 「航空機のための火山灰情報として、航空機火山灰情報センター(VAAC)が提供されている。火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、操縦席の防風ガラスに堆積すると視界が低下したり、飛行機に堆積すると離陸できなくなるなど、火山灰による被害は多岐にわたる。このような被害を回避するため、火山灰の分布や拡散予測を含む航空機火山灰情報(VAA)の提供を行う航空機火山灰情報センター(VAAC)を世界的に設置することになり、日本においては、気象庁が東京VAACとして、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAACにVAAを提供している。」を「噴火による火山灰が航空機の運航に与える影響を回避するために発表する航空路上の火山灰情報(火山灰の分布や拡散予測)を(VAAC)として、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局にVAAを提供している。東京VAACは東アジア・北西太平洋及び北極圏の一部に対する監視と情報提供を担当している。」に修正
神津島	附属資料	附-41	附-41	2 国土交通省が発表する情報 (1)土砂災害緊急情報	「避難勧告等の防災情報」を「避難指示等の防災情報」に修正
神津島	附属資料	附-41	附-41	3 市町村等が発表する情報 (1)避難準備・高齢者等避難開始	「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正(3箇所)
神津島	附属資料	附-41	附-41	(1)避難準備・高齢者等避難開始	「必要と認める地域の居住者等に対し」を「必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し」に修正
神津島	附属資料	附-41	附-41	(1)避難準備・高齢者等避難開始	「居住者等は、非常用持ち出し品などを用意するなど、避難準備を行う。」を削除
神津島	附属資料	附-41	附-41	(1)避難準備・高齢者等避難開始	新たに「また、居住者等は、非常用持ち出し品などを用意するなど、避難準備や、自主的な避難を行う。」を追加
神津島	附属資料	附-41	附-41	(2)避難勧告、避難指示(緊急)	「避難勧告、避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正
神津島	附属資料	附-41	附-41	(2)避難勧告、避難指示(緊急)	「避難勧告及び「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正 「避難指示は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを促すものである。避難指示(緊急)は、より危険が切迫している場合、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示するものである。」を「避難指示は、避難が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、避難のための立退きを指示するものである。」に修正
神津島	附属資料	附-41	附-41	(2)避難勧告、避難指示(緊急)	「また、避難のための立退きを行うことがかえって危険な場合には、屋内での安全の確保を行うことが指示されることもある。」を「また、避難のための立退きを行うことがかえって危険であり、かつ、事態に照らし緊急を要する場合には、近隣の堅固な建物への退避、屋内の屋外に関する開口部から離れた場所での退避等、緊急に安全を確保することが指示されることもある。」に修正
神津島	附属資料	附-45	附-45	資料第8 火山用語 【た】	「火山噴火によって大気中に噴出され、地表に堆積した降下火山砕屑物の総称。」を「火山噴火によって噴出された火山砕屑物の総称。」に修正
神津島	附属資料	附-47	附-47	(参考)	「火山活動解説資料(Web版)「火山」の用語に関する解説(気象庁)」を「気象庁が噴火警報等を用いる用語集(気象庁)」に修正

火山避難計画修正箇所一覧【三宅島】

火山	分類	ページ番号 (R2.10)	ページ番号 (R5.7)	項目	修正対応
三宅島	マニュアル編	マ-37	マ-37	(2) 避難対応 ア 一般住民(避難準備) ■各機関の役割	新たに表に機関名「火山防災連絡事務所」を追加
三宅島	マニュアル編	マ-37	マ-37	(2) 避難対応 イ 避難行動要支援者(島外避難) ■各機関の役割	新たに表の火山防災連絡事務所の役割に「避難準備の決定(村に協力)」を追加
三宅島	マニュアル編	マ-39	マ-39	(2) 避難対応 ウ 来島者(島外避難) ■各機関の役割	新たに表の火山防災連絡事務所の役割に「島外避難の決定(村に協力)」を追加
三宅島	マニュアル編	マ-41	マ-41	(2) 避難対応 エ 島内避難(島外避難) ■各機関の役割	新たに表に機関名「火山防災連絡事務所」を追加
三宅島	マニュアル編	マ-41	マ-41	(2) 避難対応 オ 各機関の役割	新たに表の火山防災連絡事務所の役割に「島外避難の決定(村に協力)」を追加
三宅島	マニュアル編	マ-43-マ-44	マ-43-マ-44	3 各機関の対応 I 山腹噴火 3 各機関の対応 ■フロー図	3 各機関の対応の表の掲載ページを最新のページに修正
三宅島	マニュアル編	マ-46	マ-46	(2) 避難対応 ア 一般住民(避難準備) ■各機関の役割	新たに表の火山防災連絡事務所の役割に「立入規制の実施(村に協力)」を追加
三宅島	マニュアル編	マ-47	マ-47	(2) 避難対応 イ 避難行動要支援者(島外避難) ■各機関の役割	新たに表に機関名「火山防災連絡事務所」を追加
三宅島	マニュアル編	マ-47	マ-47	(2) 避難対応 ウ 来島者(島外避難) ■各機関の役割	新たに表の火山防災連絡事務所の役割に「避難準備の決定(村に協力)」を追加
三宅島	マニュアル編	マ-49	マ-49	(2) 避難対応 エ 島内避難(島外避難) ■各機関の役割	新たに表の火山防災連絡事務所の役割に「島内避難/島外避難の決定(村に協力)」を追加
三宅島	マニュアル編	マ-51	マ-51	(2) 避難対応 ウ 来島者(島外避難) ■各機関の役割	新たに表に機関名「火山防災連絡事務所」を追加
三宅島	マニュアル編	マ-51	マ-51	(2) 避難対応 エ 島内避難(島外避難) ■各機関の役割	新たに表の火山防災連絡事務所の役割に「島外避難の決定(村に協力)」を追加
三宅島	マニュアル編	マ-53-マ-54	マ-53-マ-54	5 噴火警戒レベル5(山頂噴火・山腹噴火) I 山頂噴火 3 各機関の対応 ■フロー図	3 各機関の対応の表の掲載ページを最新のページに修正
三宅島	マニュアル編	マ-56	マ-56	5 噴火警戒レベル5(山頂噴火・山腹噴火) I 山頂噴火 3 各機関の対応 ■各機関の役割	新たに表の火山防災連絡事務所の役割に「立入規制の実施(村に協力)」を追加
三宅島	マニュアル編	マ-58	マ-58	(2) 避難対応 ア 一般住民(島外避難) ■各機関の役割	新たに表の火山防災連絡事務所の役割に「島外避難の決定(村に協力)」を追加
三宅島	マニュアル編	マ-60	マ-60	(2) 避難対応 イ 避難行動要支援者(島外避難) ■各機関の役割	新たに表の火山防災連絡事務所の役割に「島外避難の決定(村に協力)」を追加
三宅島	マニュアル編	マ-65	マ-65	(2) 避難対応 I 山腹噴火 3 各機関の対応 ■フロー図	3 各機関の対応の表の掲載ページを最新のページに修正
三宅島	マニュアル編	マ-66	マ-66	(2) 避難対応 II 山腹噴火 3 各機関の対応 ■フロー図	3 各機関の対応の表の掲載ページを最新のページに修正
三宅島	マニュアル編	マ-68	マ-68	(2) 避難対応 III 山腹噴火 3 各機関の対応 (1) 立入規制 ■各機関の役割	新たに表の火山防災連絡事務所の役割に「立入規制の実施(村に協力)」を追加
三宅島	マニュアル編	マ-70	マ-70	(2) 避難対応 ア 一般住民(島内避難/島外避難) ■各機関の役割	新たに表に機関名「火山防災連絡事務所」を追加
三宅島	マニュアル編	マ-70	マ-70	(2) 避難対応 イ 島内避難(島外避難) ■各機関の役割	新たに表の火山防災連絡事務所の役割に「島内避難の決定(村に協力)」を追加
三宅島	マニュアル編	マ-71	マ-71	(2) 避難対応 ア 一般住民(島内避難/島外避難) ■各機関の役割	新たに表の火山防災連絡事務所の役割に「島外避難の決定(村に協力)」を追加
三宅島	マニュアル編	マ-73	マ-74	(2) 避難対応 イ 避難行動要支援者(島内避難/島外避難) ■各機関の役割	新たに表の火山防災連絡事務所の役割に「島内避難/島外避難の決定(村に協力)」を追加
三宅島	マニュアル編	マ-75	マ-75	(2) 避難対応 ウ 来島者(島外避難) ■各機関の役割	新たに表に機関名「火山防災連絡事務所」を追加
三宅島	マニュアル編	マ-75	マ-75	(2) 避難対応 エ 島内避難(島外避難) ■各機関の役割	新たに表の火山防災連絡事務所の役割に「島外避難の決定(村に協力)」を追加
三宅島	附属資料	附-3	附-3	資料第2 島内の防災関連施設 3 港・空港 (1) 港	表の阿古漁港の区分「物産場」を「産産」に修正
三宅島	附属資料	附-3	附-3	(1) 港 (2) 空港・ヘリポート	「平成29年4月1日現在」を「令和元年現在」に修正 (3箇所)
三宅島	附属資料	附-5	附-5	資料第3 東京湾係留施設	「令和元年12月現在」を「令和元年現在」に修正
三宅島	附属資料	附-7	附-7	(2) 第三管区海上保安本部 船名「おとすま」から「さかみ」に修正	船名「おとすま」の総トン数を「23」から「29」に修正
三宅島	附属資料	附-7	附-7	(2) 第三管区海上保安本部 船名「おとすま」から「さかみ」に修正	船名「おとすま」の総トン数を「23」から「29」に修正
三宅島	附属資料	附-7	附-7	(2) 第三管区海上保安本部 船名「いづみ」の総トン数を「1,500」から「3,500」に修正	船名「いづみ」の総トン数を「1,500」から「3,500」に修正
三宅島	附属資料	附-7	附-7	(2) 第三管区海上保安本部 船名「さかみ」の総トン数を「23」から「29」に修正	船名「さかみ」の総トン数を「23」から「29」に修正
三宅島	附属資料	附-7	附-7	(2) 第三管区海上保安本部 船名「さかみ」の総トン数を「23」から「29」に修正	船名「さかみ」の総トン数を「23」から「29」に修正
三宅島	附属資料	附-7	附-7	(2) 第三管区海上保安本部 船名「おとすま」を削除	船名「おとすま」を削除
三宅島	附属資料	附-7	附-7	(2) 第三管区海上保安本部 船名「たまたま」を削除	船名「たまたま」を削除
三宅島	附属資料	附-8	附-8	(3) 海上自衛隊(横須賀)	新たに船名「まゆみ」の総トン数を「8,200」、全長「170.0」、最大幅「21.0」、喫水「6.2」を追加
三宅島	附属資料	附-8	附-8	(3) 海上自衛隊(横須賀)	新たに船名「あまみ」の総トン数を「3,300」、全長「133.0」、最大幅「16.3」、喫水「4.7」を追加
三宅島	附属資料	附-8	附-8	(3) 海上自衛隊(横須賀)	新たに船名「あまみ」の総トン数を「3,300」、全長「133.0」、最大幅「16.3」、喫水「4.7」を追加
三宅島	附属資料	附-8	附-8	(3) 海上自衛隊(横須賀)	新たに船名「あまみ」の総トン数を「3,300」、全長「133.0」、最大幅「16.3」、喫水「4.7」を追加
三宅島	附属資料	附-9	附-9	3 航空機 (1) 東京湾防衛	機体名「ひばり」の型式を「ユーロコプター」から「エアロコプター」に修正
三宅島	附属資料	附-9	附-9	(1) 東京湾防衛	機体名「ひばり」の巡航速度を「252」から「235」に修正
三宅島	附属資料	附-9	附-9	(1) 東京湾防衛	機体名「ひばり」の巡航速度を「252」から「235」に修正
三宅島	附属資料	附-9	附-9	(1) 東京湾防衛	機体名「ひばり」の巡航速度を「252」から「235」に修正
三宅島	附属資料	附-9	附-9	(1) 東京湾防衛	機体名「ひばり」の巡航速度を「252」から「235」に修正
三宅島	附属資料	附-9	附-9	(1) 東京湾防衛	機体名「ひばり」の巡航速度を「252」から「235」に修正
三宅島	附属資料	附-9	附-9	(1) 東京湾防衛	機体名「ひばり」の巡航速度を「252」から「235」に修正
三宅島	附属資料	附-9	附-9	(1) 東京湾防衛	機体名「ひばり」の巡航速度を「252」から「235」に修正
三宅島	附属資料	附-9	附-9	(1) 東京湾防衛	機体名「ひばり」の巡航速度を「252」から「235」に修正
三宅島	附属資料	附-9	附-9	(1) 東京湾防衛	機体名「ひばり」の巡航速度を「252」から「235」に修正
三宅島	附属資料	附-9	附-9	(1) 東京湾防衛	機体名「ひばり」の巡航速度を「252」から「235」に修正
三宅島	附属資料	附-9	附-9	(1) 東京湾防衛	機体名「ひばり」の巡航速度を「252」から「235」に修正
三宅島	附属資料	附-9	附-9	(1) 東京湾防衛	機体名「ひばり」の巡航速度を「252」から「235」に修正
三宅島	附属資料	附-9	附-9	(1) 東京湾防衛	機体名「ひばり」の巡航速度を「252」から「235」に修正
三宅島	附属資料	附-11	附-11	(3) 第三管区海上保安本部 A 機種「型式」	「令和元年12月現在」を「令和4年11月現在」に修正
三宅島	附属資料	附-11	附-11	イ 性能	「令和元年12月現在」を「令和4年11月現在」に修正
三宅島	附属資料	附-12	附-12	(4) 陸上自衛隊-航空自衛隊	「令和元年12月現在」を「令和4年11月現在」に修正
三宅島	附属資料	附-13	附-13	資料第5 関係機関連絡先 1 官公署	「平成29年4月1日現在」を「令和5年2月1日現在」に修正
三宅島	附属資料	附-13	附-13	資料第5 関係機関連絡先 2 診療所	三宅島中央診療所の住所「神着127」を「神着83」に修正
三宅島	附属資料	附-13	附-13	資料第5 関係機関連絡先 2 診療所	「平成29年4月1日現在」を「令和5年2月1日現在」に修正
三宅島	附属資料	附-17	附-17	資料第6 広報文例-表示板等例 1 広報文例 (3) 避難準備-高齢者等避難開始	「避難準備-高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正(2箇所)
三宅島	附属資料	附-17	附-17	(3) 避難準備-高齢者等避難開始	「evacuation preparation」and」を削除
三宅島	附属資料	附-18	附-18	1 広報文例 (4) 島内避難	項目「(4) 島内避難」を「(4) 避難指示」に修正
三宅島	附属資料	附-18	附-18	(4) 島内避難	「避難勧告/指示」を「避難指示」に修正
三宅島	附属資料	附-18	附-18	(4) 島内避難	「evacuation recommendation/order」を「evacuation order」に修正
三宅島	附属資料	附-25	附-25	資料第7 火山防災に関する情報 1 気象庁が発する情報 (1) 噴火警報-予報	「噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象を「噴火警報は、噴火に待って、生命に危険を及ぼす火山現象」に修正
三宅島	附属資料	附-25	附-25	(1) 噴火警報-予報	「その拡大が予想される場合に」を「その危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に」に修正
三宅島	附属資料	附-25	附-25	(1) 噴火警報-予報	「噴火警報を解除する場合には」を「火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ぼす危険を解除する場合には」に修正
三宅島	附属資料	附-25	附-25	(2) 噴火警戒レベル	「避難準備」を「高齢者等避難」に修正
三宅島	附属資料	附-25	附-25	(2) 噴火警戒レベル	「火山防災協議会で合意された避難計画に基づき、」を
三宅島	附属資料	附-25	附-25	(2) 噴火警戒レベル	「火山防災協議会で合意された避難計画に基づき、」を
三宅島	附属資料	附-25	附-25	(2) 噴火警戒レベル	「火山防災協議会で合意された避難計画に基づき、」を
三宅島	附属資料	附-25	附-25	(2) 噴火警戒レベル	「火山防災協議会で合意された避難計画に基づき、」を
三宅島	附属資料	附-26	附-26	(3) 噴火速報	噴火警戒レベルの図を最新の情報に更新
三宅島	附属資料	附-26	附-26	(3) 噴火速報	「①噴火警報が発せられていない常時観測火山において」を「①噴火警報が発せられていない常時観測火山(※)において」に修正
三宅島	附属資料	附-26	附-26	(3) 噴火速報	「②噴火警報が発せられていない常時観測火山(※)において、噴火警戒レベルの引き上げや」を
三宅島	附属資料	附-26	附-26	(3) 噴火速報	「③噴火警報が発せられていない常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや」を
三宅島	附属資料	附-26	附-26	(3) 噴火速報	「伊豆諸島の火山では」を「伊豆諸島の火山では」に修正
三宅島	附属資料	附-29	附-29	(6) その他の情報等	「火山活動の発生した場合には」を「火山活動が活発化した場合には」に修正
三宅島	附属資料	附-29	附-29	(6) その他の情報等	「または判断に迷った場合に、」を「火山の状況に関する解説情報(臨時)が発せられる、」に修正
三宅島	附属資料	附-29	附-29	(6) その他の情報等	「火山活動の状況や伝える必要があると判断した場合には、」を「火山の状況に関する解説情報(臨時)が発せられる、」に修正
三宅島	附属資料	附-29	附-29	(6) その他の情報等	「火山活動の状況や伝える必要があると判断した場合には、」を「火山の状況に関する解説情報(臨時)が発せられる、」に修正
三宅島	附属資料	附-29	附-29	(6) その他の情報等	「写真や図表を用いて、火山の活動の状況や重要事項について、定期的または必要に応じて臨時に解説する資料」を
三宅島	附属資料	附-29	附-29	(6) その他の情報等	「写真や図表を用いて、火山の活動の状況や重要事項について解説するため、臨時及び定期的に公表される資料」に修正
三宅島	附属資料	附-29	附-29	(6) その他の情報等	「噴火(ごく小規模なものを除く)が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報、おおむね30分以上、連続的に継続している噴火について、その状況が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる。」を
三宅島	附属資料	附-29	附-29	(6) その他の情報等	「噴火が発生したとき、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火を伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせる情報。」に修正
三宅島	附属資料	附-29	附-29	(6) その他の情報等	「火山活動に関する海上情報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表される。」を
三宅島	附属資料	附-29	附-29	(6) その他の情報等	「噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表される。」を
三宅島	附属資料	附-29	附-29	(6) その他の情報等	「航空機のための火山灰情報として、航空路火山灰情報提供されている。火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、機体の防氷システムに異常を発生させたり、燃料系統に異常を発生させたり、飛行機に損傷を与える可能性がある。火山灰に関する情報は、航空路火山灰情報センター(VAA)を通じて提供される。日本においては、気象庁が東京VAAとして、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAAにVAAを提供している。」を
三宅島	附属資料	附-29	附-29	(6) その他の情報等	「噴火による火山灰が航空機の運航に与える影響を回避するために発表する航空路火山灰情報(火山灰の分布や拡散予測VAA)を」
三宅島	附属資料	附-29	附-29	(6) その他の情報等	「噴火による火山灰が航空機の運航に与える影響を回避するために発表する航空路火山灰情報(火山灰の分布や拡散予測VAA)を」
三宅島	附属資料	附-30	附-30	2 国土交通省が発する情報 (1) 土砂災害緊急情報	「避難勧告等の防災情報」を「避難指示等の防災情報」に修正
三宅島	附属資料	附-30	附-30	3 市町村等が発する情報 (1) 避難準備-高齢者等避難開始	「避難準備-高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正(3箇所)
三宅島	附属資料	附-30	附-30	(1) 避難準備-高齢者等避難開始	「必要と認める地域の居住者等に対し」を「必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し」に修正
三宅島	附属資料	附-30	附-30	(1) 避難準備-高齢者等避難開始	「居住者等は、非常用持ち出し品などを用意するなど、避難準備を行う。」を削除
三宅島	附属資料	附-30	附-30	(1) 避難準備-高齢者等避難開始	新たに「また、居住者等は、非常用持ち出し品などを用意するなど、避難準備を行う。」を追加
三宅島	附属資料	附-30	附-30	(2) 避難勧告、避難指示(緊急)	「避難勧告、避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正
三宅島	附属資料	附-30	附-30	(2) 避難勧告、避難指示(緊急)	「避難勧告、避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正
三宅島	附属資料	附-30	附-30	(2) 避難勧告、避難指示(緊急)	「避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを促すものである。避難指示(緊急)は、より危険が切迫している場合、避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示するものである。」を
三宅島	附属資料	附-30	附-30	(2) 避難勧告、避難指示(緊急)	「避難指示は、避難が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、避難のための立退きを指示するものである。」に修正
三宅島	附属資料	附-30	附-30	(2) 避難勧告、避難指示(緊急)	「また、避難のための立退きを行うことがかえって危険な場合には、屋内での安全の確保を行うことが指示されることもある。」を
三宅島	附属資料	附-30	附-30	(2) 避難勧告、避難指示(緊急)	「また、避難のための立退きを行うことがかえって危険な場合には、屋内での安全の確保を行うことが指示されることもある。」を
三宅島	附属資料	附-34	附-34	資料第8 火山用語 【た】	「火山噴火によって大気中に噴出され、地表に堆積した降下火山砕屑物の総称。」を
三宅島	附属資料	附-34	附-34	【た】	「火山噴火によって噴出された火山砕屑物の総称。」に修正
三宅島	附属資料	附-36	附-36	(参考)	「火山活動監視計画」を「火山の用語」に修正

火山避難計画修正箇所一覧【八丈島】

火山	分類	ページ番号 (R2.10)	ページ番号 (R5.7)	項目	修正対応
八丈島	冒頭	2	2	用語例 表 機関名等の標記 第1部 八丈島の概要 第1章 基本情報 1 自然条件・社会条件 (2)社会条件	「気象庁地震火山部火山監視」を「気象庁地震火山部火山監視運用火山監視」に修正
八丈島	本編	本-1	本-1	1 自然条件・社会条件 (2)社会条件	「町の人口は2,318人、世帯数は4,283世帯で」を「町の人口は2,117人、世帯数は4,219世帯で」に修正
八丈島	本編	本-1	本-1	(2)社会条件	「西山と東山の中間地域に地下地帯(三根・大賀郷)が形成されている(令和2年3月現在)」を「西山と東山の中間地域に地下地帯(三根・大賀郷)が形成されている(令和4年3月現在)」に修正
八丈島	本編	本-2-本-3	本-2-本-3	2 八丈島火山の概要 図 八丈島の地形図(気象庁, 2013)	「図 八丈島の地形図(気象庁, 2013)」を「図 八丈島の地形図(気象庁, 2013)」から最新資料に変更 「図 八丈島の地形図(気象庁, 2013)」を「図 八丈島の地形図(気象庁, 2013)」に変更 「図 八丈島の地形図(気象庁, 2013)」を「図 八丈島の地形図(気象庁, 2013)」に変更
八丈島	本編	本-12	本-12	4 参考文獻	新たに文獻名に「八丈島火山噴火緊急防災対策防衛計画(令和2年11月)」を、「東京都建設局河川部(2020)」を追加 新たに「「防災後の土石流」については、東京都建設局河川部にてリアルタイムハザードマップのシミュレーションが実施されている。」を追加
八丈島	本編	本-17	本-17	4 火山ハザードマップ	「https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/res/projects/default_project/?page_001/003/774/hachino2.pdf」を「https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/res/projects/default_project/?page_001/003/760/hachino.pdf」に修正
八丈島	本編	本-17	本-17	4 火山ハザードマップ	「出入規制や避難勧告等の防災対応をとる。」を「出入規制や避難勧告等の防災対応をとる。」に修正
八丈島	本編	本-20	本-20	5 噴火警戒レベル	最新の情報に修正
八丈島	本編	本-20	本-20	図 八丈島の噴火警戒レベル(表面)	新たに「(令和3年12月, 気象庁)」を追加
八丈島	本編	本-20	本-20	図 八丈島の噴火警戒レベル(表面)	最新の情報に修正
八丈島	本編	本-21	本-21	図 八丈島の噴火警戒レベル(表面)	新たに「(令和3年12月, 気象庁)」を追加
八丈島	本編	本-21	本-21	図 八丈島の噴火警戒レベル(表面)	最新の情報に修正
八丈島	本編	本-23	本-23	6 参考文獻	新たに文獻名に「リアルタイムハザードマップデータベース作成委託(八丈島支庁管内)」及び備考欄に「東京都建設局河川部(2023)」を追加
八丈島	本編	本-26	本-26	第2部 平常時からの備え 2 防災関係施設	「町は、住民等に情報を伝達するため、防災行政無線(屋外拡声用)を41か所に設置している(平成28年10月1日現在)」を「町は、住民等に情報を伝達するため、防災行政無線(屋外拡声用)を41か所に設置しており、令和6年度末までに7か所を新規に設置することを予定している。(令和4年11月1日)」に修正 「食料(アルファ化米、乾パン)、毛布、敷物(アルファ化米、重畳寝具(マットレスなど))、毛布、敷物を備蓄」に修正 新たに「また、町は予て準備している。」を追加 「富士野球場」を「富士グラウンド」に修正
八丈島	本編	本-26	本-26	4 備蓄	新たに「また、町は予て準備している。」を追加
八丈島	本編	本-27	本-27	図 防災関係施設等の位置	「富士野球場」を「富士グラウンド」に修正
八丈島	本編	本-28	本-28	第3章 防災関係機関等との連携 八丈島火山防災協議会 表 八丈島火山防災協議会の概要	「〇避難勧告・指示、警戒区域の」を「〇避難指示、警戒区域の」に修正
八丈島	本編	本-29	本-29	第4章 火山防災知識等の普及啓発 1 住民への普及啓発	「町は、住民に対して、防災の手引や防災マップ等の配布、ホームページへの掲載を通じ、また、地域でのイベント等の」を「町は、住民に対して、防災マップ等の配布、ホームページへの掲載を通じ、また、防災訓練や地域でのイベント等の」に修正
八丈島	本編	本-30	本-30	第3部 避難計画 第1章 基本方針等 1 基本方針 (2)避難対象者に応じた避難 ＜参考＞	「高齢者や障害者等、避難行動や避難生活などにおいて特に配慮を必要とする者」を「高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人等、避難行動や避難生活などにおいて特に配慮を必要とする者」に修正
八丈島	本編	本-33	本-33	第2章 火山活動が活発化した場合の対応 1 防災関係機関の活動態勢 表 噴火警戒レベルに対応した活動態勢	「第3非常配備態勢」を「非常配備態勢(第三段階)」に修正(2箇所)
八丈島	本編	本-33	本-33	表 噴火警戒レベルに対応した活動態勢	「第2～3非常配備態勢」を「非常配備態勢(第二段階)」に修正
八丈島	本編	本-33	本-33	表 噴火警戒レベルに対応した活動態勢	「第1非常配備態勢」を「非常配備態勢(第一段階)」に修正
八丈島	本編	本-35	本-35	3 自衛隊への災害派遣要請 (2)災害派遣部隊の受入れ	「富士野球場」を「富士グラウンド」に修正
八丈島	本編	本-37	本-37	4 噴火警戒・予報の伝達	「噴火警戒・予報」を「噴火警戒・予報等」に修正(3箇所) 「※二重枠で囲まれている期間は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく噴火警戒の法定通知先」を「※二重枠で囲まれている期間は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく噴火警戒の法定通知先」に修正 新たに「※噴火連絡、火山の状況に関する解説情報(随時の発表であることを明記したもの)等も噴火警戒・予報に準じて伝達される。」を追加
八丈島	本編	本-41	本-41	第4章 避難情報 2 住民等への周知	「また、防災行政無線、緊急連絡メール、広報車、表示板、重畳提示板、町ホームページ、町広報紙等のほか、」を「また、防災行政無線、緊急連絡メール、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙等のほか、」に修正
八丈島	本編	本-42	本-42	第5章 避難情報 1 避難情報の発令 (1)避難情報の発令	「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正
八丈島	本編	本-42	本-42	(1)避難情報の発令	「避難勧告もしくは避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正
八丈島	本編	本-42	本-42	(1)避難情報の発令	「避難勧告」又は「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正
八丈島	本編	本-42	本-42	(1)避難情報の発令	「危険が及ぶおそれがある」と認められる場合は、屋内での待避等の安全確保措置の」を「危険が及ぶおそれがある、かつ、事前に話し合えることを要する場合は、緊急安全確保措置の」に修正
八丈島	本編	本-42	本-42	(2)都への報告	「支庁長を經由し、」を削除
八丈島	本編	本-42	本-42	(3)「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準	「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正(3箇所)
八丈島	本編	本-42	本-42	(3)「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準	「避難支援関係者に「避難準備」を伝達する。」を「避難支援関係者に「避難の準備」を伝達する。」に修正
八丈島	本編	本-43	本-43	(4)「避難勧告」・「避難指示(緊急)」の発令基準	「避難勧告」・「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正
八丈島	本編	本-43	本-43	(4)「避難勧告」・「避難指示(緊急)」の発令基準	「避難勧告」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど」を「避難指示」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど」に修正
八丈島	本編	本-43	本-43	(4)「避難勧告」・「避難指示(緊急)」の発令基準 表 島外基準の判断要素	「震度6程度の有感地震」を「震度5程度の地震」に修正
八丈島	本編	本-45	本-45	2 避難情報の伝達 (2)避難情報の伝達内容 第6章 避難生活 4 児童・生徒等の避難	「(ベツ)を「動」に修正
八丈島	本編	本-50	本-50	(1)避難情報の伝達 5 避難行動要支援者の避難 表 避難行動要支援者の避難の基準	「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)」を「高齢者等避難、避難指示」に修正(2箇所)
八丈島	本編	本-51	本-51	(3)島内避難	「避難行動要支援者の島内における避難先は、福祉避難所とする。」を「避難行動要支援者の島内における避難先は、福祉避難所を優先的に使用する。」に修正
八丈島	本編	本-52	本-52	8 避難に際し住民のとるべき対応	「移動にあたっては町営バスで移動すること。」を「移動にあたっては町営バスでの移動を基本とすること。」に修正
八丈島	本編	本-52	本-52	8 避難に際し住民のとるべき対応	「(ベツ)を「動」に修正
八丈島	本編	本-53	本-53	第7章 避難に伴う対応措置 3 ベツの取付避難 第8章 避難生活 1 島内での避難生活 (3)救援体制 ア 食料・生活必需品等の供給 ア 食料の供給	「(ベツ)を「動」に修正(5箇所)
八丈島	本編	本-55	本-55	(イ)生活必需品等の供給	「支庁を經由し、」を削除 「福祉保健局」を「福祉局」に修正
八丈島	本編	本-55	本-55	(4)避難要者対策	「(高齢者、障害者)」を「(高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人など)」に修正
八丈島	本編	本-55	本-55	(5)ベツ対策	「(ベツ)を「動」に修正(3箇所)
八丈島	本編	本-56	本-56	2 島外での避難生活 【マニュアル編】 第1部 全体共通事項 第3章 防災関係機関の体制 1 防災関係機関の活動態勢	「(ベツ)を「動」に修正
八丈島	マニュアル編	マ-3	マ-3	第3章 防災関係機関の体制 1 防災関係機関の活動態勢	「第3非常配備態勢」を「非常配備態勢(第三段階)」に修正(2箇所)
八丈島	マニュアル編	マ-3	マ-3	表 噴火警戒レベルに対応した活動態勢	「第2～3非常配備態勢」を「非常配備態勢(第二段階)」に修正
八丈島	マニュアル編	マ-3	マ-3	表 噴火警戒レベルに対応した活動態勢	「第1非常配備態勢」を「非常配備態勢(第一段階)」に修正
八丈島	マニュアル編	マ-5	マ-5	第4章 防災関係機関の対応 1 噴火警戒・予報の伝達	「噴火警戒・予報」を「噴火警戒・予報等」に修正(3箇所) 「※二重枠で囲まれている期間は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく噴火警戒の法定通知先」を「※二重枠で囲まれている期間は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく噴火警戒の法定通知先」に修正 新たに「※噴火連絡、火山の状況に関する解説情報(随時の発表であることを明記したもの)等も噴火警戒・予報に準じて伝達される。」を追加
八丈島	マニュアル編	マ-5-マ-6	マ-5-マ-6	第4章 防災関係機関の対応 3 避難情報の発令 (1)避難情報の発令	「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正
八丈島	マニュアル編	マ-5-マ-6	マ-5-マ-6	(1)避難情報の発令	「避難勧告もしくは避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正
八丈島	マニュアル編	マ-5-マ-6	マ-5-マ-6	(1)避難情報の発令	「避難勧告」又は「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正
八丈島	マニュアル編	マ-5-マ-6	マ-5-マ-6	(1)避難情報の発令	「危険が及ぶおそれがある」と認められる場合は、屋内での待避等の安全確保措置の」を「危険が及ぶおそれがある、かつ、事前に話し合えることを要する場合は、緊急安全確保措置の」に修正
八丈島	マニュアル編	マ-6	マ-6	(2)都への報告	「支庁長を經由し、」を削除
八丈島	マニュアル編	マ-6	マ-6	(3)「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準	「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正(3箇所)
八丈島	マニュアル編	マ-6	マ-6	(3)「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準	「避難支援関係者に「避難準備」を伝達する。」を「避難支援関係者に「避難の準備」を伝達する。」に修正
八丈島	マニュアル編	マ-6	マ-6	(4)「避難勧告」・「避難指示(緊急)」の発令基準	「避難勧告」・「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正
八丈島	マニュアル編	マ-6	マ-6	(4)「避難勧告」・「避難指示(緊急)」の発令基準	「避難勧告」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど」を「避難指示」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど」に修正
八丈島	マニュアル編	マ-6	マ-6	(4)「避難勧告」・「避難指示(緊急)」の発令基準 表 島外基準の判断要素	「又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令し、緊急を要するときは「避難指示(緊急)」を発令する。」を「又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。」に修正
八丈島	マニュアル編	マ-6	マ-6	(4)「避難勧告」・「避難指示(緊急)」の発令基準 表 島外基準の判断要素	「震度6程度の有感地震」を「震度5程度の地震」に修正
八丈島	マニュアル編	マ-8	マ-8	4 自衛隊への災害派遣要請 (2)災害派遣部隊の受入れ 第2部 噴火警戒レベル別マニュアル 第1章 噴火警戒レベル1(山頂噴火) 3 各機関の対応 (1)立入規制 ■立入規制図	「富士野球場」を「富士グラウンド」に修正
八丈島	マニュアル編	マ-10	マ-10	(1)立入規制 ■立入規制図	最新の情報に修正
八丈島	マニュアル編	マ-11	マ-11	第2章 噴火警戒レベル2(山頂噴火) 2 各機関の活動態勢 3 各機関の対応 (1)立入規制 ■立入規制図	「②第1非常配備態勢」を「②非常配備態勢(第一段階)」に修正
八丈島	マニュアル編	マ-13	マ-13	(1)立入規制 ■立入規制図	最新の情報に修正
八丈島	マニュアル編	マ-14	マ-14	(1)立入規制 ■立入規制図	町の役割の「立入規制の周知(防災行政無線、広報車、表示板、重畳提示板、町ホームページ)」を「立入規制の周知(防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ)」に修正
八丈島	マニュアル編	マ-15	マ-15	第3章 噴火警戒レベル3(山頂噴火) 2 各機関の活動態勢 第3章 噴火警戒レベル3(山頂噴火) 2 各機関の活動態勢	「災害対策本部第2次非常配備態勢」を「①第2次非常配備態勢 ②第3次非常配備態勢」に修正
八丈島	マニュアル編	マ-15	マ-15	2 各機関の活動態勢	「第2～3非常配備態勢」を「非常配備態勢(第二段階)」に修正
八丈島	マニュアル編	マ-17	マ-17	(1)立入規制 ■立入規制図	最新の情報に修正
八丈島	マニュアル編	マ-18	マ-18	(1)立入規制 ■立入規制図	町の役割の「立入規制の周知(防災行政無線、広報車、表示板、重畳提示板、町ホームページ)」を「立入規制の周知(防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ)」に修正
八丈島	マニュアル編	マ-21	マ-21	第4章 噴火警戒レベル4(山頂噴火・山腹噴火) 2 各機関の活動態勢	「災害対策本部第4次非常配備態勢」を「第4次非常配備態勢」に修正
八丈島	マニュアル編	マ-21	マ-21	2 各機関の活動態勢	「第3非常配備態勢」を「非常配備態勢(第三段階)」に修正
八丈島	マニュアル編	マ-24	マ-24	3 各機関の対応 (1)立入規制 ■立入規制図	「富士野球場」を「富士グラウンド」に変更
八丈島	マニュアル編	マ-25	マ-25	(1)立入規制 ■立入規制図	町の役割の「立入規制の周知(防災行政無線、広報車、表示板、重畳提示板、町ホームページ)」を「立入規制の周知(防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ)」に修正
八丈島	マニュアル編	マ-28	マ-28	(2)避難対応 ■避難場所・避難所・社会福祉施設の位置図	「富士野球場」を「富士グラウンド」に変更
八丈島	マニュアル編	マ-30	マ-30	第5章 噴火警戒レベル5(山頂噴火・山腹噴火) 2 各機関の活動態勢	「災害対策本部第4次非常配備態勢」を「第4次非常配備態勢」に修正
八丈島	マニュアル編	マ-30	マ-30	2 各機関の活動態勢	「第3非常配備態勢」を「非常配備態勢(第三段階)」に修正
八丈島	マニュアル編	マ-34	マ-34	3 各機関の対応 (1)立入規制 ■立入規制図	「富士野球場」を「富士グラウンド」に変更
八丈島	マニュアル編	マ-35	マ-35	(1)立入規制 ■立入規制図	町の役割の「立入規制の周知(防災行政無線、広報車、表示板、重畳提示板、町ホームページ)」を「立入規制の周知(防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ)」に修正
八丈島	マニュアル編	マ-39	マ-39	(2)避難対応 ■避難場所・避難所・社会福祉施設の位置図	「富士野球場」を「富士グラウンド」に変更
八丈島	マニュアル編	マ-45	マ-45	＜詳細資料＞島内避難計画(避難対象地域別避難計画) 1)山腹噴火により三根地域に被害が及ぶ場合 ■避難方法(状況別)	<避難場所>の「富士野球場」を「富士グラウンド」に変更
八丈島	マニュアル編	マ-46	マ-46	1)山腹噴火により三根地域に被害が及ぶ場合 ■基本情報	「富士野球場」を「富士グラウンド」に変更
八丈島	マニュアル編	マ-48	マ-48	2)山腹噴火により大賀郷地域に被害が及ぶ場合 ■基本情報	「富士野球場」を「富士グラウンド」に変更
八丈島	マニュアル編	マ-49	マ-49	3)山腹噴火又は山腹噴火により三根地域及び大賀郷地域に被害が及ぶ場合 ■避難方法(状況別)	<避難場所>の「富士野球場」を「富士グラウンド」に変更
八丈島	マニュアル編	マ-50	マ-50	3)山腹噴火又は山腹噴火により三根地域及び大賀郷地域に被害が及ぶ場合 ■避難情報(三根地域及び大賀郷地域 ※避難場所から避難所まで)	「富士野球場」を「富士グラウンド」に変更
八丈島	マニュアル編	マ-52	マ-52	4)山腹噴火又は山腹噴火により三根地域・大賀郷地域に被害が及ぶ場合 ■避難情報(三根地域・大賀郷地域 ※避難場所まで)	「富士野球場」を「富士グラウンド」に変更
八丈島	付属資料	附-1	附-1	資料第1 火山観測体制 図 観測点配置図(気象庁, 令和2年1月現在)	「(気象庁, 令和2年1月現在)」を「(気象庁, 令和4年3月現在)」に修正
八丈島	付属資料	附-1	附-1	図 観測点配置図(気象庁, 令和2年1月現在)	「(気象庁, 令和2年1月現在)」を「(気象庁, 令和4年3月現在)」に修正
八丈島	付属資料	附-1	附-1	表 観測点観測機器内訳(気象庁, 令和2年1月現在)	地震計の個数を「1」から「2」に修正
八丈島	付属資料	附-1	附-1	表 観測点観測機器内訳(気象庁, 令和2年1月現在)	地震計(検知網)の個数を「1」から「2」に修正
八丈島	付属資料	附-2	附-2	資料第2 島内の防災関係施設等 1 避難場所	「(平成28年度修正)」を「(令和3年度修正)」に修正

火山避難計画修正箇所一覧【八丈島】

火山	分類	ページ番号 (R2.10)	ページ番号 (R5.7)	項目	修正対応
八丈島	附属資料	附-3	附-3	2 避難所	〔平成29年度修正〕を〔令和3年度修正〕に修正
八丈島	附属資料	附-4	附-4	3 港・空港等 (1)港	「東京都港運局事業概要(平成30年度版)」を「東京都地域防災計画震災編(令和元年修正)」に修正 (2箇所)
八丈島	附属資料	附-5	附-5	3 港・空港等 (2)空港・ヘリポート ア 八丈島空港	「東京都港運局HP・八丈支庁提供情報(平成31年3月時点)」を「東京都地域防災計画震災編(令和元年修正)」に修正
八丈島	附属資料	附-5	附-5	3 港・空港等 (2)空港・ヘリポート イ 富士中学校ヘリポート(臨時)	〔平成29年度修正〕を〔令和3年度修正〕に修正
八丈島	附属資料	附-5	附-5	(2)空港・ヘリポート ウ 富士野球場ヘリポート(臨時)	「富士野球場ヘリポート」を「富士グラウンドヘリポート」に修正
八丈島	附属資料	附-5	附-5	(2)空港・ヘリポート エ 大貫中学校ヘリポート(臨時)	〔平成29年度修正〕を〔令和3年度修正〕に修正
八丈島	附属資料	附-5	附-5	(2)空港・ヘリポート オ 櫻立運動場ヘリポート(臨時)	〔平成29年度修正〕を〔令和3年度修正〕に修正
八丈島	附属資料	附-5	附-5	(2)空港・ヘリポート カ 三原小中学校ヘリポート(臨時)	〔平成29年度修正〕を〔令和3年度修正〕に修正
八丈島	附属資料	附-5	附-5	キ 末吉運動場ヘリポート(臨時)	〔平成29年度修正〕を〔令和3年度修正〕に修正
八丈島	附属資料	附-5	附-6	(2)空港・ヘリポート 園防災関連施設等の位置	「富士野球場」を「富士グラウンド」に変更
八丈島	附属資料	附-8	附-8	資料第3 東京港係留施設	新たに「八丈支庁」のラベルを追加
八丈島	附属資料	附-9	附-9	資料第4 移送手段 1 バス(町営バス)	「令和元年12月現在」を「東京都地域防災計画震災編(令和元年修正)」に修正
八丈島	附属資料	附-10	附-10	(2)第三管区海上保安本部	船名「はやせ」の総トン数を「23」から「19」に修正、全長を「20」から「18」に修正
八丈島	附属資料	附-10	附-10	(2)第三管区海上保安本部	船名「おおみづ」から「さかみ」に修正
八丈島	附属資料	附-10	附-10	(2)第三管区海上保安本部	船名「いづ」の総トン数を「500」から「3,500」に修正
八丈島	附属資料	附-10	附-10	(2)第三管区海上保安本部	船名「おおみづ」の総トン数を「23」から「28」に修正
八丈島	附属資料	附-10	附-10	(2)第三管区海上保安本部	船名「おおみづ」の総トン数を「23」から「28」に修正
八丈島	附属資料	附-10	附-10	(2)第三管区海上保安本部	船名「おおみづ」を削除
八丈島	附属資料	附-10	附-10	(2)第三管区海上保安本部	船名「たまぜ」を削除
八丈島	附属資料	附-11	附-11	(3)海上自衛隊(横須賀)	新たに船名「まひろ」の総トン数を「200」から「200」に変更、全長「13.0」、最大幅「1.8」、喫水「4.7」を追加
八丈島	附属資料	附-11	附-11	(3)海上自衛隊(横須賀)	新たに船名「ひら」の総トン数を「600」から「620」に変更、全長「11.0」、喫水「2」を追加
八丈島	附属資料	附-11	附-11	(3)海上自衛隊(横須賀)	「令和元年12月現在」を「令和4年11月現在」に修正
八丈島	附属資料	附-12	附-12	3 航空機 (1)東京消防庁	機体名「ひばり」の型式を「ユーロコプター」から「シオナル」に修正
八丈島	附属資料	附-12	附-12	(1)東京消防庁	機体名「ひばり」の巡航速度を「252」から「235」に修正
八丈島	附属資料	附-12	附-12	(1)東京消防庁	機体名「ひばり」の巡航時間を「5時間45分」から「6時間11分」に修正
八丈島	附属資料	附-12	附-12	(1)東京消防庁	機体名「ひばり」の巡航距離を「1,105」から「1,208」に修正
八丈島	附属資料	附-12	附-12	(1)東京消防庁	機体名「ひばり」の座席数(乗員含む)を「23」から「21」に修正
八丈島	附属資料	附-12	附-12	(1)東京消防庁	機体名「ひばり」の座席数(乗員含む)を「21」から「18」に修正
八丈島	附属資料	附-12	附-12	(1)東京消防庁	機体名「ひばり」の座席数(乗員含む)を「21」から「18」に修正
八丈島	附属資料	附-12	附-12	(1)東京消防庁	機体名「ひばり」の座席数(乗員含む)を「21」から「18」に修正
八丈島	附属資料	附-13	附-13	(2)警視庁	機体名「ひばり」の型式を「ユーロコプター」から「シオナル」に修正
八丈島	附属資料	附-14	附-14	(3)第三管区海上保安本部 1) 機種・型式	「令和元年12月現在」を「令和4年4月現在」に修正
八丈島	附属資料	附-14	附-14	(3)第三管区海上保安本部 2) 性能	「令和元年12月現在」を「令和4年4月現在」に修正
八丈島	附属資料	附-15	附-15	(4)海上自衛隊・航空自衛隊	「令和元年12月現在」を「令和4年4月現在」に修正
八丈島	附属資料	附-16	附-16	資料第5 関係機関連絡先 1 官公署	末吉出張所の電話番号「8-1003」を「8-1003」に修正
八丈島	附属資料	附-16	附-16	1 官公署	「平成31年1月現在」を「令和4年4月現在」に修正
八丈島	附属資料	附-16	附-16	2 医療機関	「平成31年1月現在」を「令和4年4月現在」に修正
八丈島	附属資料	附-16	附-16	3 学校等 (1)保育園	「平成31年1月現在」を「令和4年4月現在」に修正
八丈島	附属資料	附-17	附-17	(2)小学校	「平成31年1月現在」を「令和4年4月現在」に修正
八丈島	附属資料	附-17	附-17	(3)高等学校	「平成31年1月現在」を「令和4年4月現在」に修正
八丈島	附属資料	附-17	附-17	4 社会福祉施設	「平成31年1月現在」を「令和4年4月現在」に修正
八丈島	附属資料	附-17	附-17	5 その他	「平成31年1月現在」を「令和4年4月現在」に修正
八丈島	附属資料	附-24	附-24	資料第7 広報文例・表示板等例 1 広報文例 (2)避難準備・高齢者等避難開始	「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正(3箇所)
八丈島	附属資料	附-24	附-24	(3)避難準備・高齢者等避難開始	「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正
八丈島	附属資料	附-25	附-25	(4)島内避難	「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正
八丈島	附属資料	附-25	附-25	(4)島内避難	「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正
八丈島	附属資料	附-25	附-25	(4)島内避難	「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正
八丈島	附属資料	附-26	附-26	資料第8 火山防災に関する情報 (1)島外避難	「島外避難の避難指示(緊急)」を「島外避難の避難指示」に修正
八丈島	附属資料	附-30	附-30	1 気象庁が発表する情報 (1)噴火警報・予報	「噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象を、噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象」に修正
八丈島	附属資料	附-30	附-30	(1)噴火警報・予報	「その噴火が予想される場合に」「その危険が及ぶ範囲の噴火が予想される場合に」に修正
八丈島	附属資料	附-30	附-30	(1)噴火警報・予報	「噴火警報を解除する場合には、」「火山活動の状況が継続である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には、」に修正
八丈島	附属資料	附-30	附-30	(2)噴火警戒レベル	「避難準備」を「高齢者等避難」に修正
八丈島	附属資料	附-30	附-30	(2)噴火警戒レベル	「火山防災協議会で合意された避難開始時期、避難対象地域の設定に基づき、」を「火山防災協議会で合意された避難開始時期、避難対象地域の設定に基づき、」に修正
八丈島	附属資料	附-30	附-30	(2)噴火警戒レベル	「入山規制や避難指示等の防災対応をとる。」「入山規制や避難指示等の防災対応をとる。」「に修正
八丈島	附属資料	附-30	附-30	(2)噴火警戒レベル	噴火警戒レベルの図を最新の情報に更新
八丈島	附属資料	附-31	附-31	(3)噴火速報	「①噴火警報が発表されていない常時観測火山において」「①噴火警報が発表されていない常時観測火山(※)において」に修正
八丈島	附属資料	附-31	附-31	(3)噴火速報	「②噴火警報が発表されている常時観測火山(※)において、噴火警戒レベルの引き上げや」「②噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや」に修正
八丈島	附属資料	附-31	附-31	(4)降灰予報	「伊豆諸島の火山では」「伊豆諸島の火山では」に修正
八丈島	附属資料	附-31	附-31	(4)降灰予報	「火山活動が活発化した場合に」「火山活動が活発化した場合に」に修正
八丈島	附属資料	附-34	附-34	(6)その他の情報等	「または判断に迷う場合に、火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表される。」「または判断に迷う場合に、火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表される。」に修正
八丈島	附属資料	附-34	附-34	(6)その他の情報等	「火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表される。」「火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表される。」に修正
八丈島	附属資料	附-34	附-34	(6)その他の情報等	「写真や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的に又は必要に応じて随時解説する資料を」「写真や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について解説する。随時及び定期的に公表される資料」に修正
八丈島	附属資料	附-34	附-34	(6)その他の情報等	「噴火(ごく小規模なものを除く)が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。おおむね30分以上、継続的に継続している噴火について、その状況が継続している場合には「噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火を伴って観測された火山現象等」を噴火後直ちに知らせる情報。」に修正
八丈島	附属資料	附-34	附-34	(6)その他の情報等	「火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶおそれがある場合に発表される。」「噴火の影響が海上や沿岸に及ぶおそれがある場合に発表される。」に修正
八丈島	附属資料	附-34	附-34	(6)その他の情報等	「航空機のための火山灰情報として、航空機のための火山灰情報(※)が提供されている。火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、操縦席の風防ガラスに衝突すると曇りガラス状になり視界が妨げられ、飛行機に損傷を与える可能性がある。火山灰による被害は多岐にわたる。このような被害を回避するため、火山灰の分布や拡散予測を含む航空機火山情報(VAA)の提供を行う航空機火山情報センター(VAAC)を世界各所に設置することになり、日本においては、気象庁が東京VAACとして、民間航空会社、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAAC(VAA)を提供している。」を「噴火による火山灰が航空機の運航に与える影響を回避するために発表する航空機上の火山灰情報(火山灰の分布や拡散予測)VAAC)を、民間航空会社(VAAC)として、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局(VAA)を提供している。東京VAACは東アジア・北西太平洋及び北極圏の一部に対する監視と情報提供を担当している。」に修正
八丈島	附属資料	附-35	附-35	2 国土交通省が発表する情報 (1)土砂災害警戒情報	「避難勧告等の防災情報を」「避難指示等の防災情報を」に修正
八丈島	附属資料	附-35	附-35	(3)市町村等が発表する情報	「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正(3箇所)
八丈島	附属資料	附-35	附-35	(1)避難準備・高齢者等避難開始	「必要と認める地域の居住者等に対し」「必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し」に修正
八丈島	附属資料	附-35	附-35	(1)避難準備・高齢者等避難開始	「居住者等は、非常用持ち出し品などを用意するなど、避難準備を行う。」を削除
八丈島	附属資料	附-35	附-35	(1)避難準備・高齢者等避難開始	新たに「また、居住者等は、非常用持ち出し品などを用意するなど、避難準備や、自主的な避難を行う。」を追加
八丈島	附属資料	附-35	附-35	(2)避難勧告・避難指示(緊急)	「避難勧告、避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正
八丈島	附属資料	附-35	附-35	(2)避難勧告・避難指示(緊急)	「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正
八丈島	附属資料	附-35	附-35	(2)避難勧告・避難指示(緊急)	「避難指示は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを促すものである。避難指示(緊急)は、より危険が切迫している場合、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示するものである。」を「避難指示は、避難が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、避難のための立退きを指示するものである。」に修正
八丈島	附属資料	附-35	附-35	(2)避難勧告・避難指示(緊急)	「また、避難のための立退きを行うことがかえって危険な場合には、屋内での安全の確保を行うことが指示されることもある。」を「また、避難のための立退きを行うことがかえって危険であり、かつ、事態に照らして緊急を要する場合には、近隣の堅固な建築物の建壊、屋内の屋外に隣接する開き窓から離れた場所での避難等、緊急に安全を確保することが指示されることもある。」に修正
八丈島	附属資料	附-39	附-39	資料第9 火山用語 【た】	テララの説明について、 「火山灰によって大気中に噴出され、地表に堆積した降下火山砕屑物の総称。」を「火山噴火によって噴出された火山砕屑物の総称。」に修正
八丈島	附属資料	附-41	附-41	(参考)	「火山活動監視資料(Web版)「火山」の用語に関する解説(気象庁)」を「気象庁が噴火警報等を用いる用語集(気象庁)」に修正

火山避難計画修正箇所一覧【青ヶ島】

火山	分類	ページ番号 (R2.10)	ページ番号 (R5.7)	項目	修正対応
青ヶ島	附属資料	附-29	附-29	(2)避難勧告、避難指示(緊急)	「避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認められる地域の居住者等に対し、避難のための立退きを促すものである。避難指示(緊急)は、より危険が切迫している場合、避難が必要と認められる地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示するものである。」を 「避難指示は、避難が必要と認められる地域の必要と認められる居住者等に対して、避難のための立退きを指示するものである。」に修正
青ヶ島	附属資料	附-29	附-29	(2)避難勧告、避難指示(緊急)	「また、避難のための立退きを行うことがかえって危険な場合には、屋内での安全の確保を行うことが指示されることもある。」を 「また、避難のための立退きを行うことがかえって危険であり、かつ、事態に照らし緊急を要する場合には、近隣の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避等、緊急に安全を確保することが指示されることもある。」に修正
青ヶ島	附属資料	附-33	附-33	資料第9 火山用語 【た】	アプラの説明について、 「火山噴火によって大気中に噴出され、地表に堆積した降下火山砕屑物の総称。」を 「火山噴火によって噴出された火山砕屑物の総称。」に修正
青ヶ島	附属資料	附-35	附-35	(参考)	「火山活動解説資料 Level5版「火山」の用語に関する解説(気象庁)」を 「気象庁が噴火警報等で用いる用語集(気象庁)」に修正